

# 1 ユニバーサルデザインについて

## 1-1 人にやさしいまちづくりの実現に向けて

当市では、平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、男性も女性も、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいくこととした。

また、この条例に基づき、平成 11 年 9 月に「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、平成 13 年 3 月には条例の理念を総合的・体系的に実現するため「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」（体系図：図表 1-1）を策定し、各施策を推進している。

しかしながら、当初は具体的な取組みが、主に福祉や都市整備等の分野にとどまっており、その考え方が市政全般に反映されているとはいえない状況であった。

そこで、平成 17 年 4 月に企画政策課内にユニバーサルデザイン推進室を設置するとともに、「上越市ユニバーサルデザイン検討委員会」（公募市民、学識経験者など 25 人）や「ユニバーサルデザイン普及員」（若手職員 15 人）を設置するなど、全庁的、全市的に取り組んでいく体制を整え、「人にやさしいまちづくり」を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方をもって事業を展開していくこととした。

図表 1-1 上越市人にやさしいまちづくり推進計画施策等体系図（一部）



## 1-2 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の様々な状況、個人の能力にかかわらず、可能な限り「みんな」が利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどをデザインする考え方である。また、デザインする過程で、多様な利用者の意見や視点を取り入れることを重視している。

この考え方は、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されたもので、7原則から構成されている。

### 【ユニバーサルデザインの7原則】

- ①だれでも利用できること
  - ・だれにでもできるように作られており、かつ、容易に入手できること
- ②いろいろな方法を自由に選べること
  - ・使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること
- ③使い方が簡単ですぐにわかること
  - ・使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が分かりやすく作られていること
- ④必要な情報がすぐに理解できること
  - ・使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること
  - ・ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること
- ⑥無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること
  - ・効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること
- ⑦近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること
  - ・どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること

## 1-3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは、高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くものである。

ユニバーサルデザインは、バリアフリーのように、高齢者や障害のある人だけを対象にするのではなく、可能な限り「みんな」が生活しやすいまちづくりを目指すものである。

## 2 指針の目的と活用方法

### 2-1 指針策定の目的

多くの市民が利用する公共建築物においては、高齢者や若者、障害のある人やない人、妊婦、乳幼児を連れた人、外国人など、様々な人の利用が想定される。そのため、施設利用者のニーズも多種多様で、そのニーズに対応した、だれもが安全・安心で快適に利用できる施設の整備が求められている。

本指針は、ハード面による施設整備をはじめ、施設管理者が対応すべきこと、事業者の協力が必要なこと、施設利用者の思いやることなどのソフト面についての対応方法も示すことにより、だれもが安全・安心で快適に利用できる施設整備・運用を推進することを目的としている。

また、本指針の策定は、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げるための最初のステップであり、今後、公共建築物だけではなく、市の事業全体にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくこととしている。

### 2-2 指針の活用方法

#### (1) 対象となる施設

本指針の対象となる施設は、市（第三セクターや指定管理者が管理する市の施設を含む）が新設若しくは増設・改修する不特定の市民が利用する公共建築物である。

#### ◆対象施設例

施設区分	施設例
①学校等	小学校、中学校 等
②医療機関	病院、診療所、歯科診療所、保健センター 等
③児童福祉施設	幼稚園、保育園、児童館、こどもの家 等
④福祉施設	特別養護老人ホーム、生活支援ハウス、福祉センター 等
⑤集会場、公会堂(公民館、貸館施設を含む)	上越文化会館、高田城址公園オーレンプラザ、市民プラザ、コミュニティプラザ 等
⑥販売店舗	大島やまざくら 等
⑦観光、飲食施設	水族博物館、うみてらす名立、糸しんの里記念館 等
⑧宿泊施設	月影の郷、柿崎マリンホテルハマナス、三和ネイチャリングホテル米本陣 等
⑨温浴施設	くわどり湯ったり村、吉川ゆったりの郷 等
⑩スポーツ施設	上越総合体育館、上越体操場、中郷総合体育館 等
⑪博物館、美術館、図書館	歴史博物館、埋蔵文化財センター 等
⑫事務所等	市役所、各区総合事務所 等
⑬公衆便所	都市公園トイレ、農村公園トイレ、児童遊園トイレ 等
⑭共同住宅	市営住宅、特定公共賃貸住宅 等
⑮工場等	給食センター、くびき食彩工房 等
⑯駐車場	高田駅前立体駐輪・駐車場、二本木駅前駐車場 等
⑰その他	公共用歩廊、バス停、その他

## (2) 新設・増設時における指針の活用

公共建築物を新設・増設する場合は、事前にアンケートや関係者へのヒアリング等を行い、市民ニーズを把握するとともに、基本構想・計画の早い段階から市民や専門家による検討委員会を設置するなど、積極的に市民の意見を取り入れ、計画に反映することが必要である。

また、基本構想・計画の段階から、ユニバーサルデザインを念頭におかなければ、基本設計・実施設計にユニバーサルデザインを取り入れることが困難となり、結果的にだれもが利用しやすい施設を整備できなくなってしまう。

そこで、公共建築物を新設・増設する場合は、図表2-1（P5 参照）に基づき市民からの意見を計画に反映させるとともに、要所で本指針を活用しながら計画・設計・建設し、随時、共生まちづくり課に報告し、協議することとする。

さらに、実施設計の段階で共生まちづくり課から審査を受けて予算化するとともに、工事終了後にも検査を受けることとする。

## (3) 改修時における指針の活用

公共建築物を改修する場合は、施設全体の状態や周辺施設の状況、施設利用者のニーズ等を十分把握するとともに、本指針を活用しながら計画・設計・改修を行い、随時、共生まちづくり課に報告し、協議することとする。

さらに、具体的な設計の段階で共生まちづくり課から審査を受けて予算化するとともに、工事終了後にも検査を受けることとする。

## (4) 指針のチェック体制

担当課が公共建築物を新設・増設・改修するときは、その計画や設計が本指針に基づいて計画されているか、共生まちづくり課から審査を受けるとともに、必要に応じて「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」に意見を聴くこととする。

さらに、工事終了後、本指針に基づいて整備されているか、検査を受けなければならない。

## (5) 指針の見直し

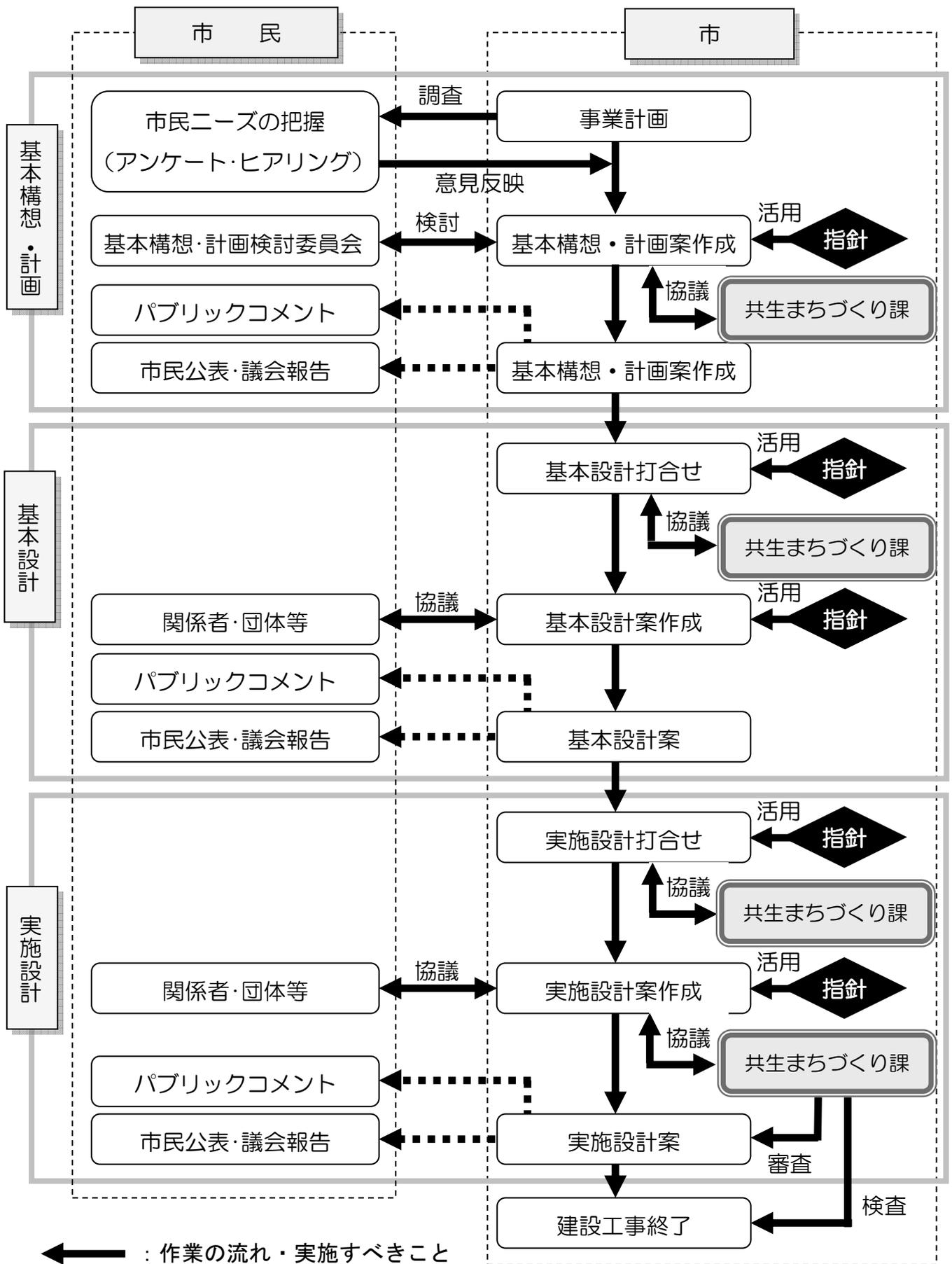
本指針は、法改正、社会環境の変化、利用者ニーズの変化など、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 【改正】

指針策定から10年以上が経過し、建築技術の向上や建築物の多種多様化が進むとともに、国・県の関係法令の改正が行われていること、また、利用者ニーズに合わせ、施設に応じた項目を設定すべく改正を行った。

施行日：令和4年4月1日

図表 2-1 公共建築物完成までの流れ



← : 作業の流れ・実施すべきこと  
 ←..... : 必要に応じて実施すること

## 3 指針策定の経緯

---

### 3-1 ユニバーサルデザインの考え方を広めるために

#### (1) 市民プラザと上越市役所のユニバーサルデザイン化に向けた提言書

本指針は、ユニバーサルデザインの考え方をこれからのまちづくり及び行政サービス全般に反映させる方法等を検討するために設置された「ユニバーサルデザイン検討委員会」（公募市民、学識経験者など 25 人）と、ユニバーサルデザインの考え方を全庁的に広めることを目的に設置された「ユニバーサルデザイン普及員」（若手職員 15 人）との協力により策定したものである。

当初、それぞれのグループは、日常生活の問題点や身の回りのバリアについて調査し、その中から市全体をユニバーサルデザイン化することについて解決策を探ろうとしたが、問題点が多岐にわたり、一度に解決することは困難であることが分かった。

そこで、それぞれのグループは、当市におけるユニバーサルデザインの取組みの最初のステップとして、公共建築物のユニバーサルデザイン化を検討することとし、その中でも、市民プラザと市役所庁舎を対象としてユニバーサルデザイン化の検討を行い、提言書を作成した。

#### (2) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の策定

本指針は上記の 2 つの提言書を基に策定したものである。

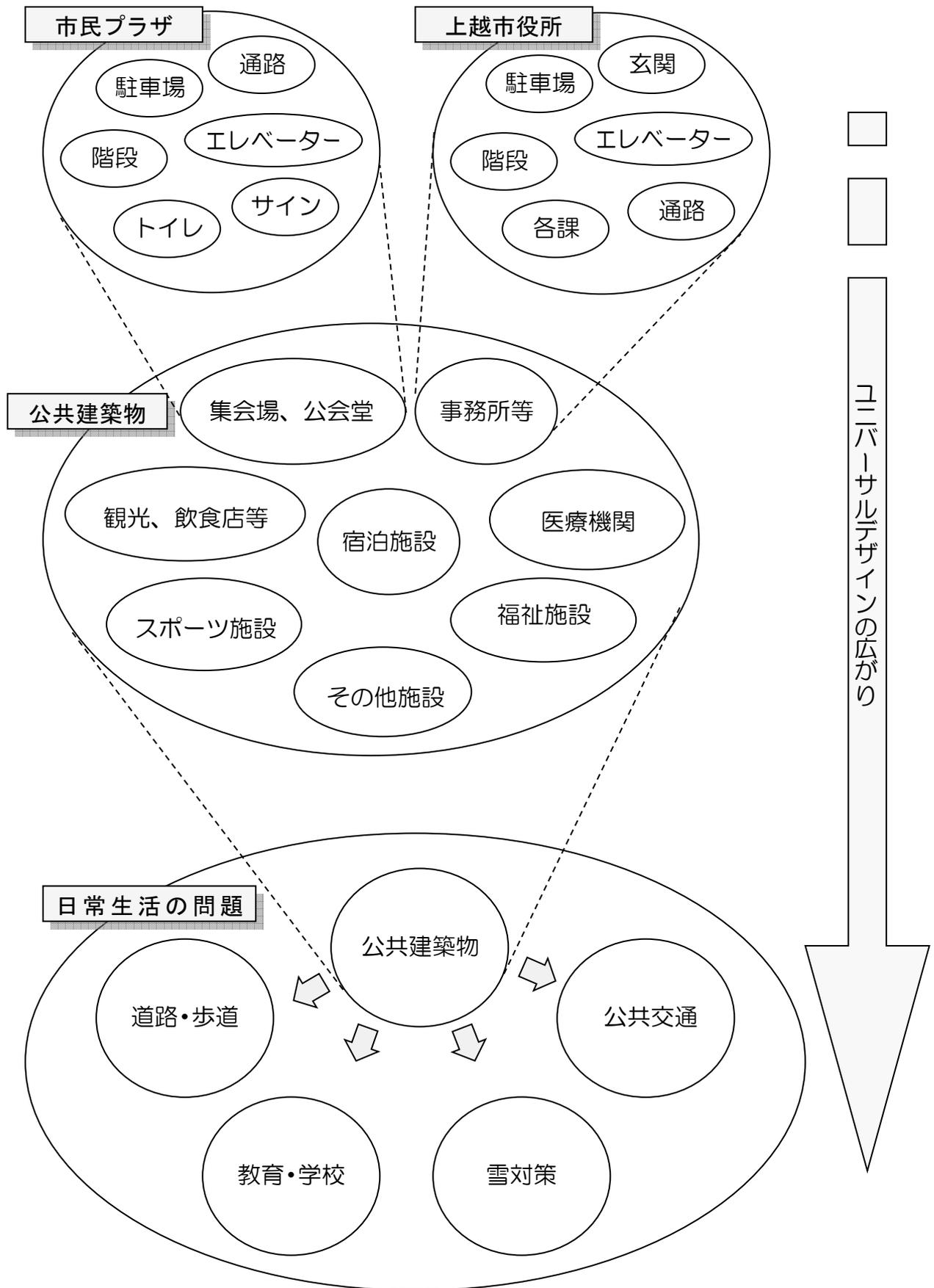
また、公共建築物全般に及ぶものとするためバリアフリー法や新潟県福祉のまちづくり条例、他自治体の指針などを参考に指針の内容を充実させた。

#### (3) 上越市全体にユニバーサルデザインの考え方を広める第一歩

本指針の策定は、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広めるための第一歩である。

これを機に、今後は、公共建築物から雪対策、公共交通、教育・学校など、日常生活の様々な問題についてもユニバーサルデザインの考え方を導入し、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げていくこととする。（図表 3-1、P7 参照）

図表3-1 市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げていくイメージ



### 3-2 検討の経緯

#### ◆市民プラザのユニバーサルデザイン化についての検討経緯

年月日	内容
H17.7.7	平成17年度第1回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)上越市における「人にやさしいまちづくり推進事業」の取組みについて (2)検討委員会の運営方針について (3)日常生活の問題点に関する調査について
H17.7.23	平成17年度第2回ユニバーサルデザイン検討委員会 先進地視察「ARAI MOUNTAIN & SPA」(妙高市)
H17.9.5	平成17年度第3回ユニバーサルデザイン検討委員会 日常生活の問題点に関する調査結果について
H17.10.11	平成17年度第4回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点について
H17.11.18	平成17年度第5回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点の解決策について
H17.12.15	平成17年度第6回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点の解決策について
H18.2.14	平成17年度第7回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザのユニバーサルデザイン化に向けた提言書の作成について
H18.4.22	平成18年度第1回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)提言書の発表 (2)意見交換 (3)講評(高橋 儀平 氏)

#### ◆公共建築物ユニバーサルデザイン指針についての検討経緯

年月日	内容
H18.8.29	平成18年度第2回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)公共建築物ユニバーサルデザイン指針の策定について (2)指針の具体的対象物や項目の整理について
H18.10.3	平成18年度第3回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)区分・対象物・項目の整理について (2)具体的な指針の内容について
H18.11.7	平成18年度第4回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)区分・対象物・項目の整理について (2)数値の検討について
H18.11.28	平成18年度第5回ユニバーサルデザイン検討委員会 公共建築物ユニバーサルデザイン指針案について

◆「上越市ユニバーサルデザイン検討委員会」委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
委員長	大 瀧 ミドリ	国立大学法人上越教育大学 教授
副委員長	渡 辺 弘 之	新潟県立看護大学 講師
委 員	星 倉 なおみ	はーとねっと上越 代表
	須 藤 和 子	上越市連合婦人会 推薦
	小 山 てる美	上越市小・中学校PTA連絡協議会 推薦
	武 田 尚 子	青年リーダー
	松 野 寛 子	国立大学法人上越教育大学 学生
	大 原 絵里子	新潟県立看護大学 学生
	高 野 悠	上越市老人クラブ連合会 事務局長
	野 口 睦 美	えちご上越農業協同組合 推薦
	大 島 伸 彦	上越商工会議所 推薦
	松 本 明	ユニバーサルデザインプランニングアドバイザー
	宮 崎 朋 子	公募市民
	岩 井 文 弘	公募市民
	平 野 仁	公募市民
	山 岸 栄 一	公募市民
	村 田 智 子	公募市民
	費 明 宇	公募市民
	山 室 和 也	公募市民
	堀 口 真智子	公募市民
	太 田 定 義	公募市民
山 崎 修	公募市民	
中 澤 裕 子	公募市民	
太 田 望	公募市民	
近 藤 直 子	公募市民	

◆アドバイザー

高橋 儀平 氏（東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授）

◆公共建築物ユニバーサルデザイン指針改正についての検討経緯

年月日	内 容
H31.2.21	平成 30 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について
R1.10.2	令和元年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針変更案について
R3.11.2	令和 3 年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R3.11.16	令和 3 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R3.11.23	関係者団体との意見交換会（障害者団体及び大学生） ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正に向けての意見交換
R3.11.25	関係者団体との意見交換会（高齢者及び子育て団体） ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正に向けての意見交換
R3.12.13	令和 3 年度第 3 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R 4 . 1 . 5 ~2 . 3	パブリックコメントの実施 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R 4 . 3 . 〇	令和 3 年度第 4 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案の確定について
R4.4 施行	

## 4 指針の構成と特色

### 4-1 指針の構成（区分・対象物の整理）

本指針では、公共建築物を全体共通、移動空間、個別空間、情報・案内、避難の5区分（図表4-2、下記参照）と雪対策（図表4-3、P12参照）の計6区分に分類するとともに、それぞれの区分ごとに具体的な対象物を設けて指針を構成している。

図表4-2 ユニバーサルデザイン指針の構成

区 分		対象物
6-1 全体共通		(1) 路面・床 (2) 視覚障害者誘導用ブロック (3) 手すり (4) 扉・出入口 (5) 各種スイッチ・コンセント (6) 光環境 (7) 備品
6-2 移動空間	1 施設まで	(1) 交通手段 (2) 周辺道路
	2 施設敷地内	(1) 共通事項 (2) 駐車場 (3) 屋外通路
	3 施設内	(1) 玄関 (2) 通路（廊下） (3) スロープ
	4 昇降スペース	(1) 共通事項 (2) 階段 (3) エレベーター (4) エスカレーター
6-3 個別空間		(1) トイレ (2) 会議室等 (3) 窓口 (4) ベビーコーナー (5) 店舗（食堂・売店等） (6) 浴室・シャワー室・脱衣室 (7) 客席・観覧席・舞台・楽屋 (8) 宿泊室 (9) その他

図表 4-2 ユニバーサルデザイン指針の構成（つづき）

区 分	対象物
6-4 情報・案内	(1) 案内標示 (2) 音声案内 (3) 人的対応 (4) 情報発信
6-5 避難	(1) 警報装置 (2) 避難誘導装置 (3) 避難通路

図表 4-3 雪に対応したユニバーサルデザイン指針の構成

区 分	対象物
7-1 雪対策	(1) バス・タクシー乗り場 (2) 駐車場・屋外通路 (3) 玄関・通路（廊下）

## 4-2 指針の特色

### (1) 雪に対応したユニバーサルデザイン

全国でも有数の豪雪地帯にある当市では、冬期の雪対策は、市民ニーズの最も高い課題の一つであり、人にやさしいまちづくりを推進していく上で避けて通ることはできない。

このようなことから、本指針には「移動空間」、「個別空間」、「情報・案内」などの区分とは別に、雪に対応したユニバーサルデザイン指針として、バス・タクシー乗り場、駐車場・屋外通路、玄関・通路（廊下）における「雪対策」に関する指針を掲載している。

### (2) こころのユニバーサルデザイン

ハード面を整備するだけでは、だれもが快適に施設を利用することはできない。また、整備が整わない施設についても、人が支援をすることで利用可能になる場合もある。施設利用者が、お互いのことを思いやる、譲り合う、そして助け合うという「こころのユニバーサルデザイン」が重要である。

そこで、本指針にはソフト面の対応として、施設利用者の「こころのユニバーサルデザイン」について掲載している。

### **(3) 周辺道路、歩道、交通手段に配慮**

施設までの移動手段としては、自家用車、公共交通機関、自転車、車いす、徒歩などがあり、公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めるには、周辺道路、歩道、交通手段等、施設までのアクセスにも配慮が必要である。

そこで施設周辺の道路、歩道、交通手段についての指針を掲載している。

### **(4) 基本事項と推奨事項**

本指針には、整備基準として整備がなされていないと施設利用が困難であるため、必ず守る事項を「基本事項」、より安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、可能な限り守る事項を「推奨事項」の2段階に分類して掲載している。

市が公共建築物を新築・改築・改修する場合、基本事項を守りつつ、推奨事項についても可能な限り守るように整備を進めていくこととする。

### **(5) 対象施設別に適用項目を設定**

施設により、利用者ニーズは異なることから、用途に応じて区分別・設備別に適合個所を定める。

また、施設の規模や利用者等の状況により、対象施設と推奨施設（適合を必須としない）に区分し、対象施設の整備を促進する。

### **(6) 人的支援による代替措置基準を設定**

既存施設において、空間や敷地の制約により、整備基準に適合させることが困難な場合、一定の条件のもと、施設管理者等が人的に支援することで利用が可能となる整備基準については、適合とみなすこととする。

### **(7) 施設管理者が対応すべきこと、事業者の協力が必要なこと、事前の検討が必要なこと**

本指針には、施設管理者が施設利用者に対して配慮することを「施設管理者が対応すべきこと」、事業者の協力により快適に施設が利用できることを「事業者の協力が必要なこと」としている。

また、公共建築物の整備を計画するとき、特に事前の検討が必要な事項を「事前の検討が必要なこと」として掲載している。

### **(8) 共通項目の設定**

本指針には、全体に共通している路面・床、視覚障害者用誘導ブロック、手すりなどを「全体共通」として掲載している。また、施設敷地内の駐車場と屋外通路に共通しているものや、駐車場、障害者駐車場、駐輪場に共通しているものなどはそれぞれ「共通事項」として掲載している。

例えば、駐車場を改修する場合、指針を利用する人にとっては駐車場の項目の中にすべての内容が掲載されている方が利用しやすい。しかし、駐車場を含め、周辺道路、屋外通路、玄関等、利用者の動線を理解した上で整備す

ることが、公共建築物全体を利用しやすい施設として整備するには必要であり、そのために「共通事項」を設定している。

つまり、公共建築物を整備する場合も、利用者のアクセスや周辺道路などを考慮しながら計画するといったように、市全体をユニバーサルデザイン化するためには、このように関連するあらゆる事項を考慮しながら検討することが必要である。

## 5 こころのユニバーサルデザインについて

### 5-1 こころのユニバーサルデザイン

だれもが快適に利用できる施設を整備するには、ハード面を整備するだけでなく、ソフト面の対応も必要である。

本指針では、ソフト面の対応として、施設利用者がお互いのことを思いやる、譲り合う、助け合うということを「こころのユニバーサルデザイン」として位置付けている。

#### ◆だれもができるこころのユニバーサルデザイン

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が一人で歩くための道しるべである。そのため、右の写真のように、ブロックの上に障害物があると視覚障害者の通行の妨げになるところか、転倒や事故の原因となることさえもある。

また、荷物をたくさん持っている人やベビーカーを押している人は、手がふさがっていたり、荷物等で足元がよく見えない場合がある。そのため、出入口の扉を開けたり、エレベーターのボタンを押したりすることが困難である。

このほか、妊婦やペースメーカー・オストメイト利用者など、外見からではその人の身体状況が分からない人がたくさんいる。

このように、公共施設は様々な人が利用することを念頭に置き、施設利用者それぞれが、いろいろな立場の人の気持ちになり、思いやる、譲り合う、助け合うという「こころのユニバーサルデザイン」が重要である。

そして、この「こころのユニバーサルデザイン」に取り組むことで、施設整備ではカバーしきれない問題を乗り越えることができ、だれもが快適に施設利用できると考えている。



【ブロック上の自転車】

まずは、困っている人を見かけたら積極的に声をかけ、また、困ったなと思ったら周りの人に声をかけることが、人にやさしいまちを実現するための第一歩である。



手伝いが必要なかどうか、また、どんな手伝いをしたらよいか、本人に確認してから、安全に無理なく手伝う。

新潟県では、外見では障害等があるとわからなくても、援助や支援が必要である人であることが分かるように「ヘルプマーク・ヘルプカード」を配布しています。身につけた方を見かけたら、支援の声かけや災害時には避難の支援をしましょう。



一人では難しいと思ったら、周りの人達にも声をかける。

#### ◆市の取組み

市では、市民や学校などを対象にユニバーサルデザインに関する出前講座の実施や、市民や小学生向けの啓発冊子を作成し周知するとともに、市職員や教員に対しても研修会を行うなど、積極的に「こころのユニバーサルデザイン」の普及を図っている。

そして市民のだれもが、この「こころのユニバーサルデザイン」を実践することで、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちになると考える。